

口腔機能向上と口腔機能維持管理

積極的な活用で、利用者も施設も笑顔に！

口腔機能向上支援歯科衛生士制度のご紹介

社団法人 北海道歯科衛生士会

口腔機能向上と口腔機能維持管理について

2006年4月介護報酬の改定より口腔機能向上加算（現在150単位）、2009年4月には口腔機能維持管理加算（30単位/月：体制加算で入所者全員に算定可）が新設されました。

しかし内容がよく理解されていないこともあり、実施・算定している施設は残念ながら少ないようです。

「病は口から」と昔から言われていますが、高齢社会となった日本では、「要介護は口から」ともいうべき状況が多々見受けられます。

専門家でなければ口腔に関わることに二の足を踏んでしまうかもしれませんが、内容を理解してしまえば大丈夫。施設でやることと歯科衛生士さんに任せるところがはっきりすれば、おそれることはありません。実際に実施・算定している施設では、利用者も施設も笑顔で、「やってみると簡単」「やって良かった」という声も。

是非一度、ご検討してみたいはいかがでしょうか？

口腔ケアの重要性

このような状況だと細菌も異常に繁殖し、口臭がすると同時に微熱が続いたり、悪くすると肺炎になってしまいます。

要介護高齢者は嚥下機能や唾液分泌能等が低下することにより、口腔の自浄作用も減少します。また食事の内容も柔らかく、会話もあまりしないなど、廃用性機能低下が進行します。

さらには巧緻性も低下してしまいますから、ご自分でケアをすることも十分にできません。たとえ自立してやっているとしても、できていないという状況がほとんどです。

ですから、できないところを私たちが介助するということが必要不可欠になります。

（参考：口腔ケアの基本的考え方と保湿剤の有効性
看護技術、ゾー加ル社、9月号、2009年）



口腔ケアの効果

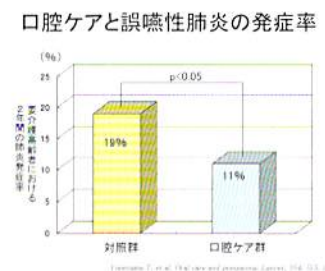
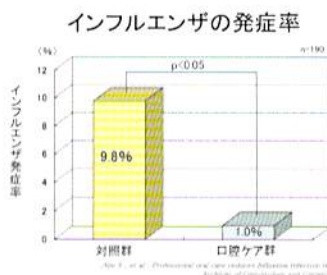
口腔ケアを行うことにより、

- ・インフルエンザの発症率が1/10に
 - ・誤嚥性肺炎の発症率が40%減少
- という報告があります。

例えば誤嚥性肺炎で年間10人、55日間入所者が入院し、空所利用がない場合の施設の経済的負担は約500万円の

減収というような試算もあります。

肺炎とまではならなくても、発熱すれば忙しい中での看護・介護量の増大も大きな負担となるのは明らかです。



嚥下機能低下と誤嚥の危険性

交通事故死と窒息死を年齢別推移で比較すると、75歳以上では、**窒息死は交通事故死の2倍です。**

これは嚥下機能の低下が、最も大きな原因であることは明らかです。



身近な訴訟問題

入院中の患者が**おにぎり**を誤嚥して窒息し、のちに死亡した裁判においては、被告である病院に**約2800万円の賠償**が命じられています（判例時報1988号56頁）。

体の機能が低下していれば、口腔の機能も低下しています。

つまり入所者は、元気な高齢者に比較して誤嚥や窒息のリスクが高く、食事のたびに危険にさらされていると言っても過言ではありません。

口腔機能向上はこれらの予防のための大きな武器となります。

口腔機能向上サービスの意義

口腔機能向上は、一般高齢者（介護予防一般高齢者施策）、特定高齢者（介護予防特定高齢者施策）、要支援1、2（予防給付）、要介護1～5（介護給付）と、すべての高齢者に対して、他の施策と比較して類の見ない、手厚いバックアップ体制が整えられています。

このような体制がとられているのは、口腔機能が低下すると

- ・高齢者のQOLを著しく損ない、生活意欲が低下する
- ・施設入所者の第一の楽しみである食事の喜びが失われる
- ・低栄養や脱水、誤嚥、窒息などのリスクが増大する
- ・口腔の崩壊（むし歯、歯周病、義歯不適合）が進行する

などが論証されており、とても重要と考えられているからです。

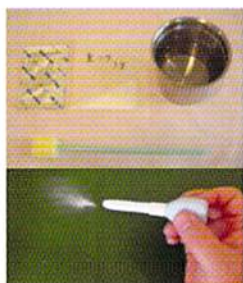
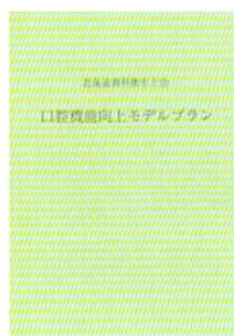
口腔機能向上サービスの実際

北海道歯科衛生士会では、厚生労働省「口腔機能向上マニュアル」作成研究班班員の平野浩彦先生監修による口腔機能向上モデルプランを作成し、提供しています。

モデルプログラムは、1回60分程度の教室6回からなっており、概ね1ヶ月2回3ヶ月間のプログラムになっています。

講話やアセスメントだけではなく、クイズやゲームなども盛り込まれた参加された方が楽しめる要素も取り入れ、継続して参加できるよう配慮されています。

また、歯科衛生士が、専門的な色々な口腔ケア用品のご紹介もできます。どのように使うかご存じですか？ 日常の口腔ケアで、効果的・効率的に行う方法をアドバイスいたします。



口腔機能向上は難しい？

●口腔機能向上加算について（厚労省通知より）

口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算する。

要支援の方	介護予防通所介護・通所リハ	150単位/月
要介護の方	通所介護・通所リハ	150単位/回 月2回まで

口腔機能向上加算の算定要件が大幅に改善されました！

平成21年4月改定のポイント

- ・加算報酬が大幅にアップしました！（100単位→150単位）
- ・様式が大幅に簡略化されました！（5種類→2種類）
- ・アクティビティ実施加算の届出を行っている事業所でも、口腔機能向上加算の算定が認められるようになりました！
- ・通常の歯科医療であれば同時に算定できることになりました！
- ・3ヶ月以上の継続要件が大幅に緩和されました！
- ・加算対象者の判断が容易になりました！

●多くの利用者さんにサービスが必要です！

- ・認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目に、該当する方
- ・基本チェックリストの口腔機能に関連する3項目のうち、2項目以上が該当する方
- ・主治医意見書の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される方
- ・視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される方
- ・口腔機能チェックシートで問題があると判断される方

歯に汚れがある

入れ歯に汚れや食べ物がある



舌に汚れがある

舌に多くの汚れがある



●思ったより簡単に導入できます！

【口腔機能向上加算で施設が行うこと】

- 1) 歯科衛生士、看護職員、言語聴覚士（非常勤、事業毎の雇上げで可）が従事
※口腔機能向上支援歯科衛生士がお手伝いします！
- 2) 対象者の把握、ご本人・ご家族の希望の聴取（説明と同意 ※口頭でも可）
- 3) 歯科衛生士が口腔機能向上改善指導計画を作成→ケアプランへ反映
※算定のために必要な記録などは、歯科衛生士が記入します。

●算定に準備しておく書類（記入例参照）

- 1) 口腔機能向上サービスの記録（アセスメント、モニタリング、評価）
- 2) 口腔機能向上サービスの管理指導計画、実施記録
※2)については、通所介護計画やサービスの提供の記録に記載する場合は省略可能。

口腔機能維持管理は難しい？

●口腔機能維持管理加算について（厚労省通知より）

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合に評価

口腔機能維持管理加算（新規）	30単位/月	（入所者全員に算定可）
----------------	--------	-------------

※算定要件

- ①介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設であり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。
- ②当該施設において、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、①に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

口腔機能維持管理は簡単に言ってしまうと、専門職の指導を受けながら、口腔ケアのレベルを上げて、施設のみならず入所者のお口の環境を守るために頑張りましょうということです。

●思ったより簡単に導入できます！

【口腔機能維持管理加算で施設が行うこと】

- 1)入所者の口腔ケアについて指導してくれる歯科医師又は歯科衛生士の確保
※口腔機能向上支援歯科衛生士がお手伝いします！
- 2)歯科医師又は歯科衛生士に指導を受けながら、施設の介護職員が日常の口腔ケアを行う
- 3)歯科医師又は歯科衛生士が施設における口腔ケアマネジメント計画及び助言内容記録を作成

●算定に準備しておく書類（記入例参照）

厚生労働省規定の書式はありませんが、施設全体の口腔ケアマネジメント計画書（個人毎には不要）と月1回以上の助言指導の内容を記録しておく必要があります。詳細については参考資料をご参照ください。

- 1)口腔機能維持管理にかかわる助言内容
- 2)口腔ケア・マネジメント計画書

口腔機能向上加算、口腔機能維持管理加算の収支例

【口腔機能維持管理加算を算定すると】

- ・入所者100人、歯科衛生士が月2回従事した場合（歯科衛生士人件費8000円/1回）
- ・ $300円 \times 100人 \times 12ヶ月 - 8000円 \times 2回 \times 12ヶ月 = 168,000円/年の収入アップ$

【さらに口腔機能向上加算を算定すると】

- ・デイケア20人、歯科衛生士が月2回訪問指導（歯科衛生士人件費8000円/1回）
- ・ $1500円 \times 20人 \times 12ヶ月 - 8000円 \times 2回 \times 12ヶ月 = 168,000円/年の収入アップ$

合計 年間336,000円の収入アップが期待できます。

【誤嚥性肺炎発症時の身体的・経済的負担】

脳血管患者が誤嚥性肺炎にて入院した場合

【平均入院日数】 55.5±30.9日 【入院・治療費】 約170万円

【誤嚥性肺炎で利用者が入院した場合の施設の経済的負担】

（例）特別養護老人ホームの利用者1名が誤嚥性肺炎により入院（55日間）した場合（入院期間中、空所利用のなかった場合とする）。

$$(53日 \times 801単位 \times 10.23 + 53日 \times 1,150円) + (53日 \times 73単位 \times 10.23) - 12日 \times 246単位 \times 10.23 = 50.5万円/年の減収$$

2人入院すれば101万円、5人だと252.5万円、10人だと505万円・・・の減収となります。

※要介護度：4.施設サービス単位（従来型個室）：801単位/日、地域単価：10.23円（乙地）、
居住費（従来型個室）：1,150円/日、入院・外泊単位：246単位/日を12日分（請求可能上限日数分）
加算分は日常生活継続支援加算、看護体制加算1+2、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算等73単位
請求の条件で算出（日常生活費、食費、療養食加算等については除外）

適切な口腔機能向上サービスの提供を行うことで利用者にとっては身体的・経済的負担のリスクの軽減が、施設にとっても経済的メリットが期待できます。

口腔機能向上加算 Q&A

Question 1 口腔機能向上加算を算定できる利用者を教えてください。

Answer 認定調査票や基本チェックリストの口腔関連項目のいずれかが「1」に該当するもの、いずれも「0」であっても特記事項から口腔機能が低下していると又はおそれがあると判断されれば算定可です。

同様に主治医意見書の記載や、視認により口腔衛生状態に問題があると判断されても算定可です。また、「口腔機能向上マニュアル」に収載されている口腔機能の課題分析に有用な参考資料（口腔機能のチェックシート等）を参考に把握することも可とされています。

Question 2 歯科衛生士、看護師等が介護予防通所介護（通所介護）の口腔機能向上サービス提供するに当たっては、医師又は歯科医師の指示は必要ですか。

Answer 介護予防通所介護（通所介護）で提供する口腔機能向上サービスについては、ケアマネジメントにおける主治の医師又は主治の歯科医師からの意見も踏まえつつ、口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能の訓練の指導や実施を適切に実施する必要があります。

Question 3 利用者もしくは家族の自署又は押印は必要ですか？

Answer 同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録に同意した旨を記録すれば可です。

Question 4 歯科医療機関を受診している場合でも算定できますか？

Answer 歯科医療機関を受診している場合、平成21年3月までは口腔機能向上加算を算定できませんでしたが、しかし、医療と介護の連携を図る観点から、平成21年4月以降は歯科医療を受診していても、医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定しておらず、介護保険の口腔機能向上サービスとして口腔体操・嚥下体操等の「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っている場合は、口腔機能向上加算を算定できるようになりました。

Question 5 歯科医療との重複の有無についての判断は？

Answer 歯科医療機関が作製した管理計画書等に基づき歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に事業所において判断してください。

口腔機能維持管理加算 Q&A

Question 1 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を具体的に教えてください。

Answer 助言及び指導は介護職員全員に行う必要はなく、口腔ケア担当者のみで可です。歯科医師もしくは歯科衛生士は、常勤・非常勤を問いません。

Question 2 口腔機能維持管理加算は入所者全員が対象になるのか。それともある一定レベルの口腔機能の方のみが対象になるのか？

Answer 体制加算なので、全員に算定できます。

Question 3 口腔機能維持管理加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいですか？

Answer 入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者については、算定することが可能です。

Question 4 「技術的助言及び指導」の要件を教えてください。

Answer 月1回以上の「技術的助言及び指導」を行っている記録入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画書この2枚の書類を整備してください。

Question 5 訪問歯科診療の時に、行ってもらうことは可能ですか？

Answer 歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料を算定した日と同一日であっても、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導を行っていない異なる時刻であれば、算定可能です。

上記Q&Aは、厚生労働省老健局老人保健課平成21年4月改定関係Q&A等の通知を要約したものです。

口腔ケア・マネジメント計画書	
施設名	
記載者	
1. 当施設における入居者の口腔ケアを推進するための課題	
○口腔ケア用品の適切な選定と、使用法を熟知していない。	
2. 口腔ケアの実施目標	
※各利用者に合わせた口腔ケアプランを確実に実施する。	
3. 具体的方策	
歯科衛生士が具体的に各利用者に対する口腔ケア用品の選定と使用方法、口腔ケア実践回数と時間などの指導を行います。	
4.留意事項	
口腔のことで気がついたこと(必ず記録し書き留めておく。 職員間の申し送りや、歯科医師・歯科衛生士の出席を確認しながら進めます)。	
5. 歯科医療機関との連携の状況	
関係が生じるときには、○○○の歯科医院（電話：○○○-○○○-○○）へ、すぐに連絡してください。申し送りもしっかりと行い、定期的に対応する担当者毎に調整会を促させていただきます。	
6. その他必要と思われる事項	
例文：第4期研修16:00～16:30に口腔ケア研修会を行います。 同じ内容ですが動向調整などして皆さんが参加できるようにしましょう。	
歯科医師・歯科衛生士の指示内容の記入 経過観察が必要な状態がある人があります。療養上の設備が整っている人はまず、○○○の歯科衛生士にも相談してありますが、口腔ケア実施時に作業し、また指示したように歯磨き剤を使用していきます。 平成○○年 ○○月 ○○日 歯科医師、歯科衛生士 ○○ ○○	

(社) 北海道歯科衛生士会認定 「口腔機能向上支援歯科衛生士制度」について

1 口腔機能向上支援歯科衛生士制度の目的

(社) 北海道歯科衛生士会では、介護予防対策の一環として導入された口腔機能向上プログラムを立案、提供できる歯科衛生士の育成と高齢者の介護予防、健康の保持増進を支援するため、口腔機能向上支援歯科衛生士の認定を行っています。

2 口腔機能向上支援歯科衛生士の指定要件

(社) 北海道歯科衛生士会が実施する実践的な研修を受講し、さらに施設等において実務研修を受けた歯科衛生士が認定されています。認定審査は、当会が設置している口腔機能向上支援歯科衛生士認定審査委員会において厳格な審査ののち指定されています。

3 口腔機能向上支援歯科衛生士の役割

(社) 北海道歯科衛生士会が作成した口腔機能向上モデルプログラムの企画立案、講師等を担当できます。その他、自治体や施設の状況に応じたプログラムの企画を行うこともできますので、お気軽にご相談ください。

4 人材の派遣

口腔機能向上支援歯科衛生士の派遣を希望する自治体及び施設等は、(社) 北海道歯科衛生士会に相談、依頼してください。調整の上、依頼内容にあった口腔機能向上支援歯科衛生士を紹介します。

5 指定状況

平成21年5月末現在、全道各地に408名の口腔機能向上支援歯科衛生士が指定されています。



口腔機能向上支援歯科衛生士や各種の口腔機能向上サービスに関するお問い合わせやご相談は、下記までお願い致します。

(社) 北海道歯科衛生士会 公衆衛生担当
〒001-0017 札幌市北区北17条西3丁目 木村ビル305
TEL 011-709-7888 FAX 011-709-8882
E-mail doueikai@eos.ocn.ne.jp